

保護者の皆様へ

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで学校としては、保護者の皆様の御協力を得て、安心して学校生活を送れるよう教育活動に取り組んで参りました。

さて、学校では、令和4年4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨及び目的等を踏まえ、教職員による性暴力等を根絶するために、「学校内外において性暴力が許されないこと、教職員の言動で困ったことがあれば相談すること」について講話を行い、生徒向けの相談窓口を知らせるとともに、相談シートを配布しました。

また、生徒向けに、教職員が法の趣旨を踏まえたルールを守ることを伝える手紙も配布しました。本校においては、教職員が、指導上やむを得ず生徒と一対一になる場合は、管理職に報告することを徹底し、携帯電話やスマートフォンで個人的なやり取りを行わないよう指導しております。なお、不必要な身体接触も教職員として望ましくないものですが、保健室での対応や体育の授業、特別支援学級等において、生徒の生命身体を守るための介助等は当然必要な指導と考えておりますので、御安心ください。

御家庭におきましても、お子様の声に耳を傾けたり、学校生活における出来事などについて話し合う機会をもったりする中で、何かお子様について心配なことがあれば、配布した相談シートにて御案内させていただいた電話及びメール等で相談窓口を御利用ください。

令和4年7月20日

文京区立文林中学校

校長 杉山 直之

電話 03—3827—7671

学校生活を楽しく過ごすために

～生徒のみなさんが先生から、「イヤだなあ」、「困ったなあ」と感じることをされたとき～



みなさんが学校生活の中で、イヤなことをされたり、困ったなあと思うような目にあわないように、先生たちは、新しくできた法律を踏まえ、以下のルールを守ります。

例えば、

○ 先生は、学校の中や学校の外でみなさんと、

校長先生の許可なく二人きりになりません。

○ 先生は、みなさんと私的な連絡を行いません。

○ 先生は、みなさんの体に、必要もないのに触りません。

先生たちは学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。

もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。そして、保護者の方や、ほかの先生など、信頼できる大人に、相談しましょう。